

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 46	(略)	(略)	1 ～ 46	(略)	(略)
47 削 除			47	<u>一 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>1 法第三条第一項の規定による指定</u> <u>2 法第三条第三項の規定による公示及び通知</u> <u>3 法第四条第一項の規定による立入り</u> <u>4 法第七条第一項の規定による損失の補償</u> <u>5 法第七条第二項の規定による損失を受けた者との協議</u> <u>6 法第七条第三項の規定による裁決の申請</u>	<u>秩父市、加須市、本庄市、東松山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、杉戸町、松伏町</u>
				<u>二 法に基づく事務のうち、法第五条第一項の規定による許可及び意見の機会の付与</u>	<u>秩父市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、上尾</u>

新				旧			
						<u>市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、杉戸町、松伏町</u>	
				<u>三 法及び宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>1 法第八条第一項の規定による許可</u> <u>2 法第八条第三項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与</u> <u>3 法第十条第二項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知</u> <u>4 法第十一条（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による国又は都道府県との協議</u>	<u>秩父市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、桶川市、久喜市、北本</u>		

新				旧			
					<p><u>5 法第十二条第一項の規定による許可</u></p> <p><u>6 法第十二条第二項の規定による届出の受理</u></p> <p><u>7 法第十三条第一項の規定による検査</u></p> <p><u>8 法第十三条第二項の規定による検査済証の交付</u></p> <p><u>9 法第十四条第一項の規定による許可の取消し</u></p> <p><u>10 法第十四条第二項から第四項までの規定による命令</u></p> <p><u>11 法第十四条第五項(法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による措置及び公告</u></p> <p><u>12 法第十五条の規定による届出の受理</u></p> <p><u>13 法第十六条第二項の規定による勧告</u></p> <p><u>14 法第十七条第一項及び第二項の規定による命令</u></p> <p><u>15 法第十八条第一項の規定による立入検査</u></p> <p><u>16 法第十九条の規定による報告の徴収</u></p> <p><u>17 施行令第十五条の規定による規則の制定</u></p>	<p><u>市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、杉戸町、松伏町</u></p>	
				<p><u>四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>1 法第二十条第一項の規定による指定</u></p> <p><u>2 法第二十条第二項の規定による指定の解除</u></p> <p><u>3 法第二十条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公示、報告及び通知</u></p> <p><u>4 法第二十条第三項において準用する法第四条第一項の規定による立入り</u></p> <p><u>5 法第二十条第三項において準用する法</u></p>	<p><u>行田市、加須市、上尾市、蕨市、戸田市、志木市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、幸手市、鶴ヶ島</u></p>		

新			旧		
				<u>第五条第一項の規定による許可及び意見の機会の付与</u> <u>6 法第二十条第三項において準用する法第七条第一項の規定による損失の補償</u> <u>7 法第二十条第三項において準用する法第七条第二項の規定による損失を受けた者との協議</u> <u>8 法第二十条第三項において準用する法第七条第三項の規定による裁決の申請</u> <u>9 法第二十一条第二項の規定による勧告</u> <u>10 法第二十二条第一項及び第二項の規定による命令</u> <u>11 法第二十二条第三項において準用する法第十四条第五項の規定による措置及び公告</u>	<u>市、白岡市、伊奈町、松伏町</u>
48 ↳ 116	(略)	(略)	48 ↳ 116	(略)	(略)